

広島空港県営駐車場管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十九号

広島空港県営駐車場管理条例の一部を改正する条例

広島空港県営駐車場管理条例（平成五年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条本文中「現金で」を「現金又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により知事が指定をした者（以下この条において「指定代理納付者」という。）による納付の方法により」に改め、同条ただし書中「現金で」を「現金又は指定代理納付者による納付の方法により」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。